

大学の認証評価の現状と課題

—新たな高等教育機関の質保証システム検討に向けて—

前 田 早 苗

1 認証評価システムの概要

- ・ 大学に対して、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることを義務づけた制度（学校教育法第 109 条）。
- ・ 認証評価の目的は学校教育法には明記されていない。
（H26.11.14 大学教育部会資料によると、①評価結果が公表されることにより大学等が社会的評価を受ける、②評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ることが目的とされている。）
- ・ 認証評価には、機関別認証評価（7年以内ごとに受審）と専門職大学院認証評価（分野別認証評価 5年以内ごとに受審）がある。
- ・ 評価の基準は、認証評価機関が設定する。
- ・ 複数の認証評価機関がある場合は、大学が認証評価機関を選択できる。認証評価機関は、正当な理由なくして大学からの申請を拒否できない。

2 認証評価機関

(1) 機関別認証評価機関

- 【大 学】 公益財団法人大学基準協会
独立行政法人大学評価・学位授与機構
公益財団法人日本高等教育評価機構
- 【短期大学】 一般財団法人短期大学基準協会
公益財団法人大学基準協会
公益財団法人日本高等教育評価機構
- 【高等専門学校】 独立行政法人大学評価・学位授与機構

(2) 専門職大学院認証評価機関

- 【法科大学院】 公益財団法人日弁連法務研究財団
独立行政法人大学評価・学位授与機構
公益財団法人大学基準協会
- 【経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）】
特定非営利活動法人 ABEST21
- 【会 計】 特定非営利活動法人国際会計教育協会
- 【経営（経営管理、会計、技術経営、ファイナンス）】
公益財団法人大学基準協会
- 【助 産】 特定非営利活動法人日本助産評価機構
- 【臨床心理】 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

【教員養成（教職大学院、学校教育）】 一般財団法人教員養成評価機構

【公共政策】 公益財団法人大学基準協会

【情報、創造技術、組込技術、原子力】 一般社団法人日本技術者教育認定機構

【ファッション・ビジネス】 公益財団法人日本高等教育評価機構

【公衆衛生】 公益財団法人大学基準協会

【知的財産】 特定非営利活動法人 ABEST21

公益財団法人大学基準協会

【ビューティビジネス】 一般社団法人専門職高等教育質保証機構

【環境・造園】 公益社団法人日本造園学会

※認証評価機関が未整備の分野（4分野）あり

3 認証評価を行うべき事項（学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令、以下細目省令と略）

(1) 機関別認証評価

①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織
⑥教育研究活動等に関する情報の公表 ⑦財務 ⑧その他教育研究活動等に関する事

(2) 専門職大学院認証評価（法科大学院を除く）

①教員組織 ②教育課程 ③施設及び設備 ④その他教育研究活動に関する事

※ 機関別認証評価を受けているという前提がある。

4 評価方法

大学による自己点検・評価の分析及び実地調査の実施（細目省令）

※ 自己点検・評価は、認証評価機関が内容と体裁を指定する。

5 評価体制（細目省令）

- ・ 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有する者
- ・ 専門職大学院については、当該分野に関し、実務の経験を有する者を含める

6 大学基準協会および大学評価学位授与機構の大学の機関別認証評価の比較

(1) 評価基準

大学基準協会	大学評価・学位授与機構
<ol style="list-style-type: none"> 1 理念・目的 2 教育研究組織 3 教員・教員組織 4 教育内容・方法・成果 5 学生の受入れ 6 学生支援 7 教育研究等環境 8 社会連携・社会貢献 9 管理運営・財務 10 内部質保証 	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学の目的 2 教育研究組織 3 教員及び教育支援者 4 学生の受入 5 教育内容及び方法 6 学習成果 7 施設・設備及び学生支援 8 教育の内部保証システム 9 財務基盤及び管理運営 10 教育情報の公表 <p>ほかに、大学が任意で受けることのできる選択的評価事項として、「研究活動」、「地域貢献活動」、「教育の国際化」を設定。</p>

(2) 評価体制（数値は 25 年度実績）

大学基準協会	大学評価・学位授与機構
<p>A 大学評価委員会（30 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほかに 特別大学評価員 1 幹事 4 ・正会員大学からの推薦者と 5 名の外部有識者（マスコミ、企業関係者、高等学校長等） <p>B 正・副委員長・幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分科会からの評価結果の検討、調整 <p>C <u>大学評価分科会（39 大学の申請に対し、39 分科会 293 名）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の学部構成に応じて、1 分科会 4～10 名構成 <p>D 大学財政評価分科会（12 名）</p> <p>E 異議申立審査会（7 名）</p> <p>F 改善報告書検討分科会</p> <p>G 事務局（職員約 30 名体制 大学からの研修員を含む）</p>	<p>A 大学機関別認証評価委員会（28 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に機構専任教授 3 名を含む ・学協会からの推薦者と数名の外部有識者（研究機関、企業関係者、高等学校長等） <p>B 運営小委員会（7 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分科会からの評価結果の検討、調整 <p>C <u>評価部会（21 大学の申請に対し、5 部会 61 名）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 部会 10～14 名構成。各部会 4 大学程度を担当 <p>D 財務専門部会（4 名）</p> <p>G 事務局（職員数十名体制 大学からの出向者を含む）</p>

(3) 両機関における評価方針の違い（前田私見）

大学基準協会	大学評価・学位授与機構
<ul style="list-style-type: none"> ○ 質改善重視型評価 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的に合否判定を行う ・長所より助言が多い ・評価終了後のアフターケアとして改善経過報告書の提出を求める。 ○ 学部登録制時代の評価を反映 <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書は、学部・研究科ごとの記述を求める項目がある。 ・分科会は、大学の学部・研究科に極力対応して編成 ・DP、CP とカリキュラムの適合性も評価の対象とする。 ・教員の研究活動も評価の対象とする（ただし、質的評価は困難） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質保証重視型評価 <ul style="list-style-type: none"> ・基準ごとに適合・不適合を判定 ・優れた点が多く改善を要する点は極めて少ない ・特にアフターケアは実施していない。 ○ 機関評価に徹した評価 <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価書は学部・研究科ごとの記述は求めない ・部会は、学長経験者など、大学運営の視点から構成 ・学部・研究科ごとのカリキュラムまで評価の対象としない ・教員の研究活動は評価の対象としない

7 機関別認証評価の課題

- 認証評価に期待される役割
 - ①大学設置基準等の法令順守に関わる評価（最低要件のクリア）
 - ②大学の質的向上に資する評価
 - ③大学の質の保証
- ①との関係で、設置基準に明確な規定のない事柄をどう評価するのか
 - ・専任教員の専任教員としての適格性
 - ・学位名称と卒業要件の整合性
 - ・DP（学位授与方針）、CP（教育課程編成・実施の方針）とカリキュラムの整合性
- ①②③との関係で、
 - ・質の文化を大学にどう醸成するのか
 - ①については、内部質保証が確立すれば、評価機関は確認のみで良い
 - ②については、質の改善システムが大学に定着していれば、最低限クリア
 - ③については、「学習成果」重視の世界的傾向にどう対処するのかは課題山積

8 専門職大学院認証評価

日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価のシステム構築を事例として

(1) 評価システムの構築と評価体制

① システム構築のための委員会の設置

委員 8 名中 3 名が企業関係者

② 評価対象とする専門職大学院の分野の決定

③ 評価基準の設定

コアカリキュラムとして設置すべき科目分野の決定

④ 評価システム全体の設計

⑤ 評価体制の構築

判定委員会 10 名（うち 3 名程度が学会・業界、経済団体等の関係者）

評価チームの編成 5 名（実務経験を持つ教員 2 名を含む大学教員 4 名と企業関係者 1 名）

(2) 評価基準

基準 1 使命・目的等（領域：使命・目的、教育目的）

基準 2 教育課程（領域：教育内容・方法、学修指導、学修評価）

基準 3 学生（領域：学生の受入れ、学修支援、学生サービス）

基準 4 教員（領域：教員組織、人事の方針、FD、教員配置等）

基準 5 教育研究環境（領域：施設・設備、図書、IT 環境等）

基準 6 自己点検・評価（領域：自己点検・評価の適切性・誠実性・有効性）

9 新しい高等教育機関の質保証システムを構築する際の留意点

・ 機関別評価か、プログラム評価か

当面、機関別評価の枠組のなかでプログラム評価を行う方が良いのではないか

プログラム評価を維持するための蓄積をどこが担うのか（学会（例、JABEE）、機関別認証評価機関（内部に研究委員会を設置）に相当する組織）

・ 既存の学位と同じ名称を用いる場合、その質保証の国際的通用性

・ 「認定」行為を伴う評価の場合、「認定」の持つ意味は何か

・ 実現性と実効性のバランスをどうとるのか